茅原村の人なり。自性生れながら知りて博く学びて一を得たり。三宝を仰信ひて之れを以ちて業とす。毎に庶はくは、五色の雲に挂りて沖虚の外に飛び、仙の宮の賓と携りて億載の庭に遊び、蕊蓋の苑に臥伏して養性の気を吸噉はむとねがふ。所以に晩年四十余歳を以ちて、また巌窟に居て葛を被松を餌ひ、清水の泉に沐みて欲界の垢を濯き、孔雀の呪法を修習ひて證に奇異しき験術を得。鬼神を駆使ひて自在を得、諸の鬼神を唱して、催して曰はく「大倭国の金峯と葛木峯とに、椅を度して通はむ」といふ。是に神等みな愁ふ。藤原宮に宇御めたまひし天皇の世に、葛木峯の一語主大神託き讒ぢて曰はく「役優婆塞天皇を傾けむことを謀る」といふ。天皇勅して、使を遣りて捉らせたまふ。なほ験力に因りて、輒く捕られず。故に其の母を捉る。優婆塞、母を免れしめむが故に出で来りて捕らる。すなはち伊豆の嶋に流す。時に身は海の上に浮び、走くこと陸を履くが如し。体は万丈に踞り、飛ぶこと翥ぶ鳳の如し。昼は皇の命に随ひて嶋に居て行ひ、夜は駿河の富岸嶺に往きて修ふ。然うして庶はくは斧鉞の誅を宥され天朝の辺に近かむことをねがひて、故に殺る剣の刃に伏ひて、富岸の表を上る。「斯の嶼に放たれて憂へ吟ふ間、三年に至る。是に慈の旨を垂れたまへ」とまうす。大宝元年歳の辛丑に次るとしの正月に、天朝の辺に近かしめられ、遂に仙に作りて天に飛ぶ。吾が聖朝の人道照法師、勅を奉り法を求めて大唐に往く。法師五百の虎の請を受け新羅に至る。其の山の中に有りて法花経を講く。時に虎衆の中に人有りて倭語を以ちて問を挙ぐ。法師「誰れぞ」と問へば「役優婆塞なり」と答ふ。法師我が国の聖人なりと思ひて、高座より下りて求むれども無し。彼の一語主大神は役行者に呪縛せられ、今の世に至るまでに解脱かれず。其れ奇しき表を示すこと多数にして、繁きが故に略はくのみ。寔に知る、仏の法の験術の広く大なることを。帰り依まばかならず證を得む。

邪見にして乞食の沙弥の鉢を打破りて現に悪しき死の報を得る縁　第二十九

白髪部猪丸は、備中国少田郡の人なり。天年邪見にして、三宝を信はず。時に一の僧有り。来りて食を乞ふ。猪麿乞ふ所を施さず、反りてまた逼し悩し、また其の鉢を破りて逐ひ去らしむ。然うして後に即きて他郷に往く。道中に風雨に遭ひ、暫間他の倉の下に寄り、覆りて圧ひ殺さる。誠に知る、現

可波久□〉)。四 底本訓釈「挂〈加ゝ利天〉」。五 仙女。神仙界の女と人間界の男とが手に手をとる描写は、柘枝伝に拠った万葉集・三・三五「妹が手を取る」、続浦島子伝記や古事談所引浦島子伝に「提携到蓬萊宮」。底本訓釈「携〈大川左波利〉」。六 一億年。長生を得ることをいう。七 底本訓釈「蕊〈音奴伊反、花也〉」。神仙の居処とされる「蕊珠宮」「蕊宮」と関係があろう。八 不老長生。初学記・道釈部・僊「養ゝ性得ゝ仙」。九 底本訓釈「吸〈噉欲界一切修善善男子善女人等或童男童女福徳精気」(不空羂索神変真言経・二十六)がある。一〇 底本訓釈「晩〈久礼仁之〉」。一一 底本訓釈「眉〈窟か〉〈伊波也〉」。一二 フジの繊維を原料としてつくった衣服。一三 列仙伝には、松実(偓佺)、松脂(仇生)、松葉(毛女)、などを食した仙人の説話がみえる。列仙伝「偓佺餌松」。底本訓釈「餌〈呑也〉」。一四 三界(欲界、色界、無色界)のひとつ。仏教の宇宙観に由来するが、道教でもいう。一五 底本訓釈「濯〈須ゝ支〉」。一六 使役鬼神は、仏教よりもむしろ道教において説かれることが多い。一七 底本訓釈「峯〈大介〉」。一八 金峯山。底本訓釈「峯〈大介〉」。一九 金剛山。二〇 文武天皇。奈良県橿原市に藤原宮跡がある。二一 雄略天皇が葛城山でこの神と出会ったことが、書紀・雄略天皇四年条、古事記・下、にみえる。釈日本紀・十二、十五、所引の土佐国風土記では、土左高賀茂大社の神は一言主尊。高賀茂氏とは本来かかわりがあったのであろう。本説話では「鬼神」のひとり。続紀・文武天皇三年条では、讒言したのは韓国連広足。二二 底本訓釈「輒〈太也須久〉」。二三 続紀「伊豆嶋」。二四 底本訓釈「駿〈主因反〉」。二五 富士山。「岸」は「氏」の増画字。底本訓釈「岸〈氏也〉」。氏の音はシ、ジ。漢字の「岸」は、音はチ、ヂ。底本訓釈「嶺〈大介二〉」。義楚六帖・二十一「日本国」の条には、金峯山と富士山との二山をあげている。二六 底本訓釈「斧〈乎乃〉」「鉞〈万左加利〉」「誅〈罪也〉」。二七 底本訓釈「宥〈可久礼天〉」は、何らかの誤写を含んでいよう。二八 底本訓釈「刃歯〈刃〈歯〉か〉」。二九 扶桑略記・大宝元年(七〇一)条所引の本伝には、役優婆塞を殺そうとした勅使が優婆塞の舐めた刀に富慈明神の表文があらわれたことに驚き、締に写して天皇に言上した、とある。本説話も簡略ながらも同様の展開をみせる。このあたりの文脈理解は中村宗彦説による。三〇 底本訓釈「嶼〈嶋也〉」。三一 続紀・文武天皇三年五月二十四日条に「役君小角流于伊豆嶋」とみえる。文武天皇三年は六九九年。三二 七〇一年。三三 僧伽婆羅訳の孔雀王呪経・下に「有ゝ五神通、飛行自在」となる法を説く。三四 ↓上巻二十二縁。本説話では、大宝元年(七〇一)に役優婆塞が仙となってのちに道照が渡唐したように読めるが、続紀によれば、白雉四年(六五三)入唐、文武天皇四年(七〇〇)歿。三五 未詳。三六 僧伽婆羅訳の孔雀王呪経に付された結呪界法に「呪竟解ゝ界、此中諸被ゝ繫縛ゝ鬼神、我今解ゝ界、聴ゝ汝随ゝ意去」とみえる。

第二十九縁　悪業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ二十六に書承。三七 未詳。本説話以外に所伝をみない。亥年の生れか。三八 岡山県小田郡、笠岡市あたり。三九 それどころか逆に。四〇 原文「加」。「加マタ」(名義抄)。四一 「即オモムク」(名義抄)。四二 伊勢物語・六に、雨に遭って倉に宿る叙述がみえる。四三 底本訓釈「寄〈宿也、隠也〉」。四四 底本訓釈「圧〈於曾比〉」。

報はなはだ近し、寧ぞ慎まざらむや、と。涅槃経に云ふが如し「一切の悪しき行は邪見をもちて因とす」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。大丈夫論に云はく「悲の心をもちて一人に施さば、功徳の大なること地の如し。己が為に一切に施さば、報を得ること芥子の如し。一の厄ひ難む人を救ふことは、余の一切の施に勝る」とのたまふ。

理にあらずして他の物を奪ひ悪しき行を為ひて悪しき報を受け奇しき事を示す縁　第三十

膳臣広国は、豊前国宮子郡の少領なり。藤原宮に宇御めたまひし天皇の代の慶雲二年乙巳の秋九月の十五日庚申に、広国忽に死ぬ。三日を逕て戊日の申時に更甦りて語りて曰はく「使二人有り。一は頂髪に挙げ束ね、一は少子なり。伴に副ひ往く程は、二の駅度るばかりなり。路中に大河有り。椅を度し金を以ちて塗り厳る。其の椅より行きて彼の方に至る。はなはだ懿き国有り。使人を問ひて曰はく「是れ何れの国ぞ」といふ。答へていはく「度南国なり」といふ。其の京に至る時に、八の官人有り。兵を佩びて追ひ往く。前に金の宮有り。宮の門に入りて見れば王有り。黄金の坐に坐す。王広国に詔して曰はく「今汝を召すは、汝が妻の憂へ申す事に依りてなり」とのたまふ。すなはち一の女を召す。見れば昔死にし妻なり。鉄の釘を以ちて頂に打ち尻に通し、額に打ち項に通す。鉄の縄を以ちて四の枝を縛る。八人懸き挙げて将ち来る。王問ひて言はく「汝是の女を知るや」とのたまふ。広国白して言さく「実に我が妻なり」とまうす。また問ひたまはく「汝鞫はるる罪を知るや」ととひたまふ。答へてまうさく「我れ知らず」とまうす。女を問ひたまふ。女答へてまうさく「我れ実に知る。吾れを儐ひて家より出し遣るが故に、悁み惻みして厭媚ふ」とまうす。王広国に詔して曰はく「汝実に罪無し。家に還るべし。然れども慎黄泉の事を以ちて妄に宣べ伝ふることなかれ。もし父を見むと欲はば、南の方へ往け」とのたまふ。往きて見れば実に我が父有り。はなはだ熱き銅の柱を抱きて立つ。鉄の釘三十七を其の身に打ち立て、鉄の杖を以ちて、夙に三百段昼に三百段夕に三百段、合せて九百段、日ごとに打ち迫む。広国見て悲びて語りて言はく「嗚呼云何に図らむ、是の苦を受くるを」といふ。父子に語りて言はく「我れ是の苦を受く。吾が子汝知るやいなや。我れ妻子を養はむが為の故に、或るは生物を殺し、或るは八両の綿を貸して強ひ

一 どうして慎まないのか。
二 大般涅槃経・迦葉菩薩品。
三 大丈夫論・施勝品。諸経要集・業因部・雑業縁。

第三十縁　扶桑略記・慶雲二年（七〇五）九月条に引用。今昔物語集・二十ノ十六に書承。
四 未詳。本説話以外に所伝をみない。
五 福岡県京都郡、行橋市あたり。六 郡の次官。
七 文武天皇。八 七〇五年。
九 慶雲二年九月は、儀鳳暦、元嘉暦、いずれに拠っても戊寅朔。九月には庚申の日は含まれていない。十五日は壬辰。文武天皇の代で十五日が庚申となるのは、七〇〇年八月、七〇六年閏一月。
一〇 午後三時から五時のころ。
一一 頭頂に髻を結う。男子の髪型。
一二 みちのり。底本訓釈「程〈保止〉」。
一三 厩牧令によれば、基本的には三十里ごとに一駅が置かれた。単に距離を示すのではなく、冥界にも駅が存したのであろう。広記・三八三・石長和に、冥界の宿舎（伝館）の例がみえる。
一四 冥界遊行に渡河が叙述されることは多い。酉陽雑俎・二・趙業に「一橋飾以金碧、過レ北、入二一城一」とみえる。
一五 底本訓釈「懿〈懿か〉/於毛之呂支」、新撰字鏡「懿 市貴反、心楽也、於毛志呂之」。
一六 「度南」という名の国。「度」は、わたる。「度レ南」は、南に行く。道教では、死者の魂が火によってねりきたえられて仙となる処、永遠の生命を得る処、として「南宮」が説かれる（たとえば、霊宝度人経）。また、「南宮」にいたることは「度」を用いて表現される。「度南」は「度二南宮一」と関係があろう。
一七 原文「至其京時」。「其」は「於」の意か。

一八 冥界の王の居処。死者がそこに生まれる処としての冥界の金宮（本説話の下文に「東方金宮」、中巻七縁、十六縁に「金宮」とみえる）とはことなる。
一九 本説話にみえる王には名がつけられていない。閻羅王と解すべきではない。
二〇 底本訓釈「釘〈久支〉」。本説話ほどの長尺のものはみえないが、延喜式・木工寮には「二尺平釘〈頭径二寸〉」がみえる。冥界での刑罰として体に釘が打たれることは増一阿含経・二十四はじめ諸書にみえ、長阿含経・十九のように「鉄釘地獄」の名を出すものもある。
二一 四肢。
二二 罪を問いただす。底本訓釈「鞫〈問也、謹也、怨也〉」。
二三 底本訓釈「儐〈也良比〉」。「儐」は「擯」と同じ意に用いることがある。本書はその例。
二四 底本訓釈「悁〈有良女之見〉」。
二五 底本訓釈「惻〈禰太見〉」は誤写であろう。
二六 底本訓釈「媚〈媚か〉/音目（眉か）反、禰毛乃留（於毛禰留か）〉」。日本感霊録・二「厭媚呪咀」。
二七 底本訓釈「忘（妄か）〈見太利爾〉」。「妄 ミダリ」（名義抄）。
二八 このあたり、説話の展開が唐突である。
二九 「度南国」という国名と関係があろう。
三〇 冥界での刑罰として熱い銅柱を抱かせられることは増一阿含経・二十四はじめ諸書にみえる。底本訓釈「抱〈有□（太か）加之□〉」。「抱 イダク、ウタク」（名義抄）。
三一 この数字が何を意味するのかは不明。
三二 冥界での刑罰として鉄杖で打たれることは正法念処経・地獄品はじめ諸書にみえる。
三三 「両」は重さの単位。一斤の十六分の一。和訓は「ころ」。